

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 信用保証協会の保証料

Q：私は、不動産の貸付けを行っています。この度アパートの建築資金を借りるに当たって、信用保証協会の保証を受けることになり、保証料を支払いました。借入金の返済期間は20年ですが、この保証料は一括して必要経費に算入できるのでしょうか。

A：一括して必要経費に算入することはできません。

### 【解説】

資金の借入れに際して、信用保証協会の保証を受けるために支払う保証料については、支出の効果がその支出の日以後、保証期間にわたって及ぶものといえますので、前払費用又は繰延資産として経理し、一括して必要経費に算入することはできません。

信用保証協会によっては、繰上完済すれば保証料の一部が返済されることになっている場合もあるかと思いますが、このような場合には、継続適用を要件として次のいずれかの方法を選択することができるものと思われます。

#### (1)前払費用として経理する方法

前年に繰上完済したとした場合に返済を受ける保証料の額と本年に繰上完済したとした場合に返済を受ける保証料との差額を本年の必要経費に算入する

#### (2)繰延資産として経理する方法

保証期間に応じて均等配分する

なお、繰上完済した場合であっても、未経過期間の保証料が返済されないものについては、上記(2)の方法になります。

